

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (監査) 第 1 1 条 <u>コンプライアンス部</u>は、競争的研究費等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を監査する。 (後 略)	(監査) 第 1 1 条 <u>監査室</u>は、競争的研究費等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を監査する。 附 則 (令和 8 年達示第 7 4 号) この規程は、令和 8 年 9 月 1 0 日から施行し、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。